

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第10条から第11条の2まで（（特別税額控除及び減価償却の特例）共通関係</p> <p>（特別償却対象資産の特別償却額の計算等）</p> <p>10から11の2共-1 震災特例法第10条第1項、第10条の2第1項、第10条の2の2第1項、第10条の5第1項、第11条及び第11条の2の規定を適用する場合には、措置法通達10の2から15共-1及び10の2から15共-2の取扱いを準用する。</p> <p>第10条（（<u>特定復興産業集積区域</u>において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）関係</p> <p>（<u>特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算</u>）</p> <p>10-1 個人が震災特例法第10条第1項に規定する<u>特定機械装置等</u>を同項に規定する<u>特定復興産業集積区域内</u>において同項に規定する<u>産業集積事業又は建築物整備事業</u>の用に供した日の属する年（以下この項において「供用年」という。）の翌年以後の年において<u>当該特定機械装置等の対価の額につき値引きがあった場合には</u>、供用年に遡って当該値引きのあった<u>特定機械装置等</u>に係る同条第3項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</p> <p>第10条の2（（<u>企業立地促進区域等</u>において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）関係</p> <p>（<u>特定復興産業集積区域</u>において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度に係る取扱いの準用）</p> <p>10の2-1 震災特例法第10条の2第3項の規定に係る税額控除限度額の計算等については、10-1及び10-2の取扱いを準用する。</p> <p>第10条の2の2（（<u>避難解除区域等</u>において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）関係</p>	<p>第10条から第11条の2まで（（特別税額控除及び減価償却の特例）共通関係</p> <p>（<u>特定設備等の特別償却額の計算等</u>）</p> <p>10から11の2共-1 震災特例法第10条第1項、第10条の2第1項、第10条の2の2第1項、第10条の5第1項、第11条及び第11条の2の規定を適用する場合には、措置法通達10の2から15共-1及び10の2から15共-2の取扱いを準用する。</p> <p>第10条（（<u>復興産業集積区域等</u>において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）関係</p> <p>（<u>減価償却資産の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算</u>）</p> <p>10-1 個人が震災特例法第10条第1項の表の各号の第4欄に掲げる<u>減価償却資産</u>を当該各号の第2欄に掲げる<u>区域内</u>において<u>当該各号の第3欄に掲げる事業</u>の用に供した日の属する年（以下この項において「供用年」という。）の翌年以後の年において<u>当該減価償却資産の対価の額につき値引きがあった場合には</u>、供用年に遡って当該値引きのあった<u>減価償却資産</u>に係る同条第3項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</p> <p>第10条の2（（<u>企業立地促進区域</u>において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）関係</p> <p>（<u>復興産業集積区域等</u>において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度に係る取扱いの準用）</p> <p>10の2-1 震災特例法第10条の2第3項の規定に係る税額控除限度額の計算等については、10-1及び10-2の取扱いを準用する。</p> <p>第10条の2の2（（<u>避難解除区域等</u>において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）関係</p>

(特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度に係る取扱いの準用)

10の2の2-3 震災特例法第10条の2の2第3項の規定に係る税額控除限度額の計算等については、10-1及び10-2の取扱いを準用する。

第10条の3((特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除))関係

(他の者から支払を受ける金額の範囲)

10の3-2 震災特例法第10条の3第1項の規定の適用上、給与等の額から控除する「他の者……から支払を受ける金額」とは、次に掲げる金額が該当する。

- (1) 補助金、助成金、給付金又は負担金その他これらに準ずるもの(以下この項において「補助金等」という。)の要綱、要領又は契約において、その補助金等の交付の趣旨又は目的がその交付を受ける個人の給与等の支給額に係る負担を軽減させることであることが明らかにされている場合のその補助金等の交付額
- (2) (1)以外の補助金等の交付額で、資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供に係る反対給付としての交付額に該当しないもののうち、その算定方法が給与等の支給実績又は支給単価(雇用契約において時間、日、月、年ごとにあらかじめ決められている給与等の支給額をいう。)を基礎として定められているもの

第10条の3の2((企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除))関係

(特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除制度に係る取扱いの準用)

10の3の2-1 震災特例法第10条の3の2第1項の規定に係る適用期間(同項の表の各号の第2欄に掲げる期間をいう。)の意義等については、10の3-1から10の3-4までの取扱いを準用する。

第10条の3の3((避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除))関係

(復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度に係る取扱いの準用)

10の2の2-3 震災特例法第10条の2の2第3項の規定に係る税額控除限度額の計算等については、10-1及び10-2の取扱いを準用する。

第10条の3((復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除))関係

(他の者から支払を受ける金額の範囲)

10の3-2 震災特例法第10条の3第1項の規定の適用上、給与等の額から控除する「他の者(当該個人が非居住者である場合の所得税法第161条第1項第1号に規定する事業場等を含む。)から支払を受ける金額」には、例えば、次に掲げる金額が含まれる。

- (1) 雇用保険法施行規則第110条に規定する特定就職困難者コース助成金、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第6条の2に規定する特定求職者雇用開発助成金など、労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給を受けた助成金の額
- (2) 個人の使用人が法人に出向した場合において、その出向した使用人(以下この項において「出向者」という。)に対する給与を出向元個人(出向者を出向させている個人をいう。以下この項において同じ。))が支給することとしているときに、出向元個人が出向先法人(出向元個人から出向者の出向を受けている法人をいう。以下この項において同じ。))から支払を受けた給与負担金の額(出向先法人の負担すべき給与に相当する金額に限る。)

第10条の3の2((企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除))関係

(復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除制度に係る取扱いの準用)

10の3の2-1 震災特例法第10条の3の2第1項の規定に係る適用期間の意義等については、10の3-1から10の3-4までの取扱いを準用する。

第10条の3の3((避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除))関係

(特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除制度に係る取扱いの準用)

10の3の3-1 震災特例法第10条の3の3第1項の規定に係る適用期間の意義等については、10の3-1から10の3-4までの取扱いを準用する。

第10条の5 (特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等)関係

第11条 (新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用資産の特別償却等)関係

(特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等制度に係る取扱いの準用)

11-1 震災特例法第11条第1項の規定の適用に係る開発研究の意義等については、10の5-1から10の5-3までの取扱いを準用する。

第11条の2 (被災代替資産等の特別償却)関係

(同一の用途の判定)

11の2-1 震災特例法令第13条の2第2項各号の「その用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される」ものであるかどうかは、その資産の種類に応じ、おおむね次に掲げる区分により判定する。

- (1) 建物(その附属設備を含む。以下11の2-7までにおいて同じ。)にあっては、住宅の用、店舗又は事務所の用、工場用の用、倉庫用の用、その他の用の区分
- (2) 構築物にあっては、発電用又は送配電用、電気通信事業用、放送用又は無線通信用、農林業用、広告用、競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用、緑化施設及び庭園、舗装道路及び舗装路面、その他の区分
- (3) 機械及び装置にあっては、耐用年数通達付表10((機械及び装置の耐用年数表(旧別表第2)))に掲げる設備の種類区分
- (4) 船舶にあっては、漁船、運送船(貨物船、油そう船、薬品そう船、客船等をいう。)、作業船(独航機能を有しないものを除く。)、その他の区分

(注) 震災特例法令第13条の2第2項第1号に規定する被災建物(以下この項及び11の2-3において「被災建物」という。)又は当該被災建物に代わるものとして取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下第11条の2関係において同じ。)をした建物(以下この項及び11の2-3において「被災代替建物」という。)が2以上の用途に併用されている場合において、被災代替建物が被災建物と同一の用途に供されるものであるかどうかは、各々の用途に区分して判定するのであるが、個人が主たる用途により判定し

(復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除制度に係る取扱いの準用)

10の3の3-1 震災特例法第10条の3の3第1項の規定に係る適用期間の意義等については、10の3-1から10の3-4までの取扱いを準用する。

第10条の5 (復興産業集積区域における開発研究用資産の特別控除等)関係

(新設)

(新設)

第11条 (被災代替資産等の特別償却)関係

(同一の用途の判定)

11-1 震災特例法令第13条第2項各号に規定する「その用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される」ものであるかどうかは、その資産の種類に応じ、おおむね次に掲げる区分により判定する。

- (1) 建物(その附属設備を含む。以下11-9までにおいて同じ。)にあっては、住宅の用、店舗又は事務所の用、工場用の用、倉庫用の用、その他の用の区分
- (2) 構築物にあっては、発電用又は送配電用、電気通信事業用、放送用又は無線通信用、農林業用、広告用、競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用、緑化施設及び庭園、舗装道路及び舗装路面、その他の区分
- (3) 機械及び装置にあっては、耐用年数通達付表10((機械及び装置の耐用年数表(旧別表第2)))に掲げる設備の種類区分
- (4) 船舶にあっては、漁船、運送船(貨物船、油そう船、薬品そう船、客船等をいう。)、作業船(独航機能を有しないものを除く。)、その他の区分
- (5) 車両及び運搬具にあっては、運送事業用、自家用の区分

(注) 震災特例法令第13条第2項第1号に規定する被災建物(以下この項及び11-3において「被災建物」という。)又は当該被災建物に代わるものとして取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下11-10までにおいて同じ。)をした建物(以下この項及び11-3において「被災代替建物」という。)が2以上の用途に併用されている場合において、被災代替建物が被災建物と同一の用途に供されるものであるかどうかは、各々の用途に区分して判定するのであるが、個人が主たる用途により判定しているときは、

ているときは、これを認めて差し支えない。

被災建物が用途の異なる2以上の建物である場合において、一の被災代替建物が2以上の用途に併用される建物であるとき、又は一の被災建物が2以上の用途に併用されている場合において、被災代替建物が用途の異なる2以上の建物であるときも、同様とする。

(床面積の意義)

11の2-2 震災特例法令第13条の2第2項第1号に規定する床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号((面積、高さ等の算定方法))に規定する床面積によるものとする。

(2以上の被災代替建物を取得した場合の適用)

11の2-3 個人が、一の被災建物の代わりものとして事業の用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される2以上の被災代替建物の取得等をして事業の用に供する場合において、当該2以上の被災代替建物の床面積の合計面積が当該被災建物の床面積の1.5倍を超えるときは、当該2以上の被災代替建物の床面積のうちいずれを当該被災建物の床面積の1.5倍に相当する部分とするかは、個人の計算によるものとする。

(注) 個人が、2以上の年にわたって被災代替建物の取得等をして事業の用に供する場合において、最初に震災特例法第11条の2第1項の規定の適用を受ける年分の同項の規定の適用を受ける当該被災代替建物の床面積が被災建物の床面積の1.5倍に満たないときは、その満たない床面積に相当する部分は、翌年以後に取得等をして事業の用に供する被災代替建物に充てることができることに留意する。

(おおむね同程度以下の構築物の意義)

11の2-4 震災特例法令第13条の2第2項第2号「おおむね同程度以下のもの」とは、個人が取得等をした構築物の規模が同号に規定する被災構築物の規模のおおむね1.3倍程度以下のものをいうものとする。

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

11の2-5 個人が、その取得等をした機械及び装置を自己の下請業者に貸与した場合において、当該機械及び装置が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該機械及び装置は当該個人の営む事業の用に供したのものとして震災特例法第11条の2の規定を適用する。

これを認めて差し支えない。

被災建物が用途の異なる2以上の建物である場合において、一の被災代替建物が2以上の用途に併用される建物であるとき、又は一の被災建物が2以上の用途に併用されている場合において、被災代替建物が用途の異なる2以上の建物であるときも、同様とする。

(床面積の意義)

11-2 震災特例法令第13条第2項第1号に規定する床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号((面積、高さ等の算定方法))に規定する床面積によるものとする。

(2以上の被災代替建物を取得した場合の適用)

11-3 個人が、一の被災建物の代わりものとして事業の用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される2以上の被災代替建物の取得等をして事業の用に供する場合において、当該2以上の被災代替建物の床面積の合計面積が当該被災建物の床面積の1.5倍を超えるときは、当該2以上の被災代替建物の床面積のうちいずれを当該被災建物の床面積の1.5倍に相当する部分とするかは、個人の計算によるものとする。

(注) 個人が、2以上の年にわたって被災代替建物の取得等をして事業の用に供する場合において、最初に震災特例法第11条第1項の規定の適用を受ける年分の同項の規定の適用を受ける当該被災代替建物の床面積が被災建物の床面積の1.5倍に満たないときは、その満たない床面積に相当する部分は、翌年以後に取得等をして事業の用に供する被災代替建物に充てることができることに留意する。

(おおむね同程度以下の構築物の意義)

11-4 震災特例法令第13条第2項第2号に規定する「おおむね同程度以下のもの」とは、個人が取得等をした構築物の規模が同号に規定する被災構築物の規模のおおむね1.3倍程度以下のものをいうものとする。

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

11-5 個人が、その取得等をした機械及び装置を自己の下請業者に貸与した場合において、当該機械及び装置が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該機械及び装置は当該個人の営む事業の用に供したのものとして震災特例法第11条の規定を適用する。

個人が、その取得等をした車両及び運搬具を自己の下請業者に貸与した場合において、当該車両及び運搬具が専ら当該個人のためにする商品、製品等の運送の用に供されるものであるときも、同様とする。

(廃 止)

(廃 止)

(建物等と一体的に事業の用に供される附属施設)

11の2-6 震災特例法第11条の2第1項の「建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設」とは、東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物と機能的及び地理的な一体性を有して事業の用に供される施設をいうのであるから、例えば、滅失をした工場の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類する施設又は滅失をした建物に隣接する駐車場等の施設がこれに該当する。

(注) 同項に規定する附属施設は、東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなったものであるかどうかは問わないことに留意する。

(付随区域)

11の2-7 震災特例法第11条の2第1項の「被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地」とは、当該被災区域である土地と一団をなす土地で当該被災区域である土地の使用に伴って一体的に使用されるものをいうのであるから、例えば、建物を建築する場合において、当該被災区域である土地とともにその建物の敷地の用に供される土地がこれに該当する。

(中小事業者であるかどうかの判定の時期)

11の2-8 個人が、震災特例法第11条の2第1項に規定する中小事業者に該当する個人であるかどうかは、同項に規定する被災代替資産等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

(廃 止)

(廃 止)

(船舶の貸付けの意義)

11-6 震災特例法第11条第1項に規定する被災代替資産等には、いわゆる裸用船契約に基づく船舶の貸付けの用に供するものは含まれないが、いわゆる定期用船契約又は航海用船契約に基づく用船の用に供するものは含まれる。

11-7 削 除

(建物等と一体的に事業の用に供される附属施設)

11-8 震災特例法第11条第1項に規定する「建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設」とは、東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物と機能的及び地理的な一体性を有して事業の用に供される施設をいうのであるから、例えば、滅失をした工場の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類する施設又は滅失をした建物に隣接する駐車場等の施設がこれに該当する。

(注) 同項に規定する附属施設は、東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなったものであるかどうかは問わないことに留意する。

(付随区域)

11-9 震災特例法第11条第1項に規定する「被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地」とは、当該被災区域である土地と一団をなす土地で当該被災区域である土地の使用に伴って一体的に使用されるものをいうのであるから、例えば、建物を建築する場合において、当該被災区域である土地とともにその建物の敷地の用に供される土地がこれに該当する。

(中小事業者であるかどうかの判定の時期)

11-10 個人が、震災特例法第11条第1項に規定する中小事業者に該当する個人であるかどうかは、同項に規定する被災代替資産等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

第11条の2((被災者向け優良賃貸住宅の割増償却)関係)

(被災者向け優良賃貸住宅の範囲)

11の2-1 震災特例法第11条の2第1項の規定の適用を受けることができる被災者向け優良賃貸住宅(以下11の2-4の3までにおいて「被災者向け優良賃貸住宅」という。)

は、同項に定める期間内に新築されたもので、かつ、新築後使用されたことのないものに
限られるのであるから、当該期間内に新築されたものであっても、新築後他の用に使用さ
れていたもの又は他から取得した中古住宅等については適用がないことに留意する。

(適用要件の判定単位)

(廃止)

11の2-1の2 個人の有する賃貸住宅に係る震災特例法令第13条の2第2項柱書きに規
定する各独立部分(以下11の2-4の2までにおいて「各独立部分」という。)の数が10
又は4以上であるかどうか並びに同項第1号及び第2号に規定する要件を満たすかどう
かは、同項に規定する共同住宅又は長屋(以下11の2-5までにおいて「共同住宅」とい
う。)の1棟ごとに判定することに留意する。

また、同項第3号から第6号までに規定する要件を満たすかどうかは、共同住宅に係る
各独立部分ごとに判定することに留意する。

(共同住宅のうちに被災者向け優良賃貸住宅に該当しない部分がある場合の取扱い)

(廃止)

11の2-2 個人の有する一の共同住宅のうちに被災者向け優良賃貸住宅とそれ以外のも
のがある場合には、当該共同住宅のうち当該被災者向け優良賃貸住宅に係る部分につい
て震災特例法第11条の2第1項の規定の適用があることに留意する。この場合において、
当該被災者向け優良賃貸住宅に係る割増償却額の計算の基礎となる普通償却額(法第49条
第1項((減価償却費の償却費の計算及びその償却の方法))の規定によりその年分の償却
費の額として計算した金額をいう。以下この項において同じ。)は、例えば、当該共同住
宅に係る普通償却額に当該共同住宅の床面積に占める被災者向け優良賃貸住宅の床面積
の割合を乗じて計算するなど合理的に算定するものとする。

(各独立部分の範囲)

(廃止)

11の2-3 各独立部分とは、建物の構成部分である隔壁、扉、階層(天井及び床)等によ
って他の部分と完全に遮断されている部分で、独立した出入口を有するなど独立して住居
その他の用途に供することができるものをいう。

したがって、例えば、ふすま、障子等又はベニヤ板等の堅固でないものによって仕切ら
れている部分及び階層で区分されていても独立した出入口を有しない部分は、各独立部分
には該当しない。

(注) 外部に接する出入口を有しない部分であっても、共同で使用すべき廊下、階段、エレ
ベーター等の共用部分のみを通過して外部と出入りすることができる構造となってい
るものは、独立した出入口を有するものに該当する。

(各独立部分が住宅の用と住宅以外の用とに共用されている場合の取扱い)

(廃止)

11の2-4 共同住宅の各独立部分が住宅の用と住宅以外の用とに共用されている場合において、その住宅以外の用に供されている部分の床面積が当該各独立部分の床面積の10分の1以下であるときは、当該各独立部分は被災者向け優良賃貸住宅に該当するものとして取り扱う。

(廃止)

(被災者向け優良賃貸住宅の各独立部分の数が10以上であるかどうかの判定の時期)

11の2-4の2 被災者向け優良賃貸住宅は、その共同住宅に係る各独立部分の数が10以上(震災特例法令第13条の2第2項括弧書に規定する「全てを満たすものでその床面積が50平方メートル以上のもの」が4以上ある場合には、4以上。以下この項において同じ。)である場合における当該各独立部分に限られるのであるが、当該各独立部分の数が10以上であるかどうかは、震災特例法第11条の2第1項の規定の適用を受ける各年の12月31日(当該各独立部分を賃貸の用に供した日以後5年を経過する日の属する年については、その5年を経過する日)の現況によって判定するものとする。

この場合において、当該各独立部分の数が10に満たないこととなった年(震災特例法令第13条の2第2項括弧書に規定する「全てを満たすものでその床面積が50平方メートル以上のもの」が4に満たないこととなったときは、4に満たないこととなった年)については、当該各独立部分の全てについて震災特例法第11条の2第1項の規定の適用がないことに留意する。

(廃止)

(特定都市再生建築物に被災者向け優良賃貸住宅が含まれる場合)

11の2-4の3 措置法第14条第2項に規定する特定都市再生建築物の全部又は一部を取得した場合において、その取得した部分に被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分が含まれているときは、当該被災者向け優良賃貸住宅部分については震災特例法第11条の2第1項の規定を適用し、それ以外の部分については措置法第14条第1項の規定を適用することができることに留意する。

(廃止)

(資本的支出があったため取得価額基準を超えることとなったものについての不適用)

11の2-5 震災特例法第11条の2第1項の規定の適用を受けている共同住宅について同項の規定の適用を受ける期間内に資本的支出がされたため、当該共同住宅の当初の取得価額に資本的支出の額を加算した金額から除却部分の取得価額を控除した金額が震災特例法令第13条の2第2項第2号に規定する金額を超えることとなった場合には、当該共同住宅は震災特例法第11条の2第1項の規定を適用することができないことに留意する。

(廃止)

(床面積の意義)

11の2-6 震災特例法令第13条の2第2項に規定する床面積は、建築基準法施行令第2条

第1項第3号に規定する床面積によるものとする。

(廃止)

第13条の3((復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例)関係

(特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例制度に関する取扱いの準用)

(廃止)

13の3-1 震災特例法第13条の3の規定による払込みにより取得をした場合、控除対象復興株式数の計算等については、措置法通達41の19-1、41の19-2及び41の19-3に準じて取り扱う。